

# 茅ヶ崎市土地利用基本条例

平成23年7月1日施行

## (目的)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市における土地利用の基本理念及び基本原則を定めることにより、茅ヶ崎市における土地利用に関係する計画及び条例と相まって、適正かつ合理的な土地利用を図り、もって快適で魅力ある生活環境の創造及び地域社会の健全な発展を図ることを目的とする。

## (基本理念)

第2条 茅ヶ崎市における土地利用は、公共の福祉を優先させ、地域の諸条件に配慮して、自然環境を維持しつつ地域の経済活動及び社会活動の活性化を図りながら持続的に発展する都市の形成を図ることを基本理念として行わなければならない。

## (基本原則)

第3条 茅ヶ崎市における土地利用は、次に掲げる事項を基本原則として行わなければならない。

- (1) 周辺の土地利用との調和を図ること。
- (2) 自然環境の保全に配慮すること。
- (3) 良好な景観を保全し、及び創出することを旨とすること。

## (責務)

第4条 市は、茅ヶ崎市における土地利用が適正に行われるよう第2条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)及び前条に定める基本原則(以下「基本原則」という。)の普及及び啓発に努めるとともに、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。

2 市民は、この条例の目的を尊重し、自ら又は市民相互に協力して快適に暮らすことのできる都市の形成に努めなければならない。

3 土地利用に係る行為(以下「土地利用行為」という。)を行う者は、基本理念及び基本原則にのっとり土地利用行為を行うとともに、市が行う施策に協力しなければならない。

## (大規模土地利用行為の届出)

第5条 次に掲げる土地利用行為で、当該土地利用行為を行う土地の区域の面積が5,000平方メートル(当該区域の全部又は一部が都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第

1項に規定する市街化調整区域内に存する場合にあっては、3,000平方メートル)以上のもの(以下「大規模土地利用行為」という。)を行おうとする者は、当該行為を行うに際し、法令又は条例に基づく許可、認可、確認、届出その他これらに類する行為(以下「許認可等」という。)を要する場合には当該許認可等の申請等の前までに、許認可等を要しない場合にあっては、大規模土地利用行為に係る工事に着手する前までに、あらかじめ大規模土地利用行為の計画の内容を規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

- (1) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為
  - (2) 資材置場、駐車場その他の土地自体の利用を主たる目的とする施設の設置の用に供するために行う土地の区画形質の変更
  - (3) 切土、盛土、土地の埋立て又は土砂等の堆積
  - (4) 建築物の新築
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、届出の内容を規則で定めるところにより公表するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

## (適用除外)

第6条 次に掲げる行為については、前条の規定は、適用しない。

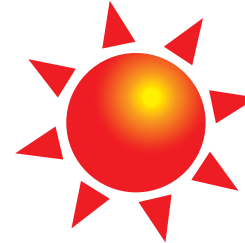
- (1) 都市計画法第11条第1項の規定により都市計画に定められた施設の整備に関する事業又は同法第12条第1項の規定により都市計画に定められた事業の施行として行う行為
- (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- (3) 仮設建築物の新築

## 附 則

- 1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に許認可等がされ、若しくは許認可等の申請等が行われ、又は大規模土地利用行為に係る工事に着手している大規模土地利用行為については、第5条の規定は、適用しない。

# 茅ヶ崎市 土地利用基本条例

平成23年7月1日施行



快適で魅力ある生活環境の創造や  
地域社会の健全な発展をめざして



茅ヶ崎市土地利用基本条例は、茅ヶ崎市における土地利用の基本理念及び基本原則を定めることにより、茅ヶ崎市における土地利用に関係する計画及び条例と相まって、適正かつ合理的な土地利用を図り、もって快適で魅力ある生活環境の創造及び地域社会の健全な発展を図ることを目的としています。

## 茅ヶ崎市土地利用基本条例

平成23年3月発行  
令和4年5月改訂

発行・編集 茅ヶ崎市都市部 都市計画課  
〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号  
電話:0467-82-1111(代表) FAX:0467-57-8377  
ホームページ: <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

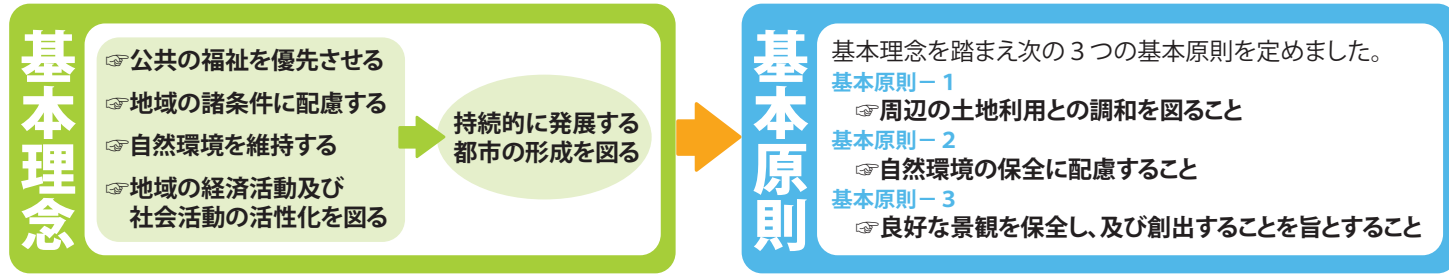
古紙配合率100%再生紙を使用しています



茅ヶ崎市

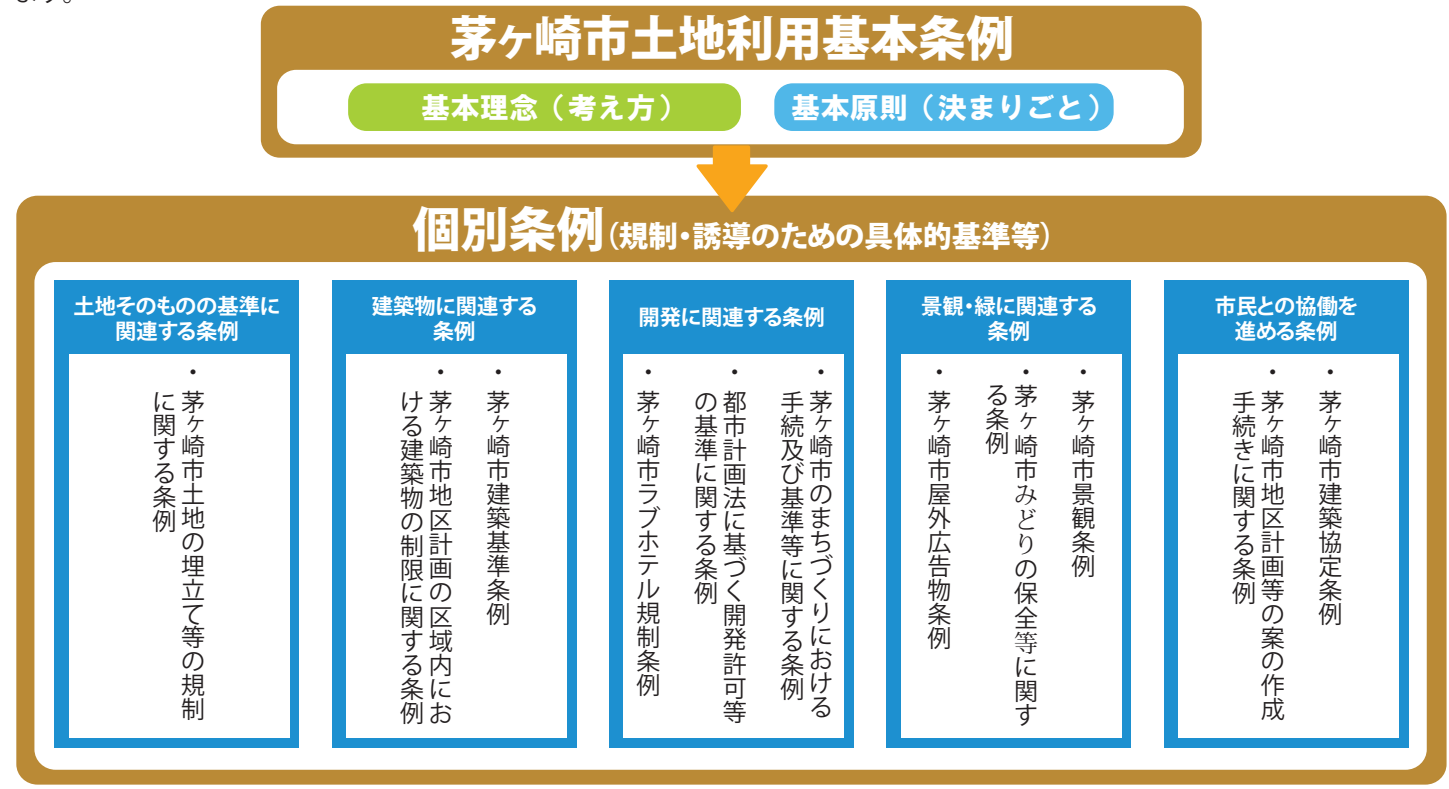
# 基本理念・基本原則について

茅ヶ崎市土地利用基本条例では、土地利用に関する基本的な考え方（基本理念）や土地利用に関する基本的な決まりごと（基本原則）を定めています。



# 条例の位置づけについて

茅ヶ崎市土地利用基本条例を土地利用に関する個別条例の「規範」として位置づけるとともに、実質的に規制誘導を行う個別条例もあわせて体系的に整備を進めていくことにより、本市の土地特性に応じた適正かつ合理的な土地利用を図ることができます。



# 責務について

この条例の目的を達成するために、市・市民・事業者等の立場が負う責務について示したものです。

**市の責務**

- 土地利用が適正に行われるよう基本理念及び基本原則等の普及・啓発に努める
- 条例の目的を達成するために必要な施策を講じる

**市民の責務**

- 条例の目的を尊重する
- 自ら又は市民相互に協力して快適に暮らすことのできる都市の形成に努める

**事業者等の責務**

- 基本理念及び基本原則にのっとり土地利用を行う
- 市が行う土地利用に係る施策に協力する

# 大規模土地利用行為の届出について

大規模土地利用行為は、周辺的生活環境に与える影響が大きいことから、事業主等土地利用に係る行為を行う者が一定規模以上の土地利用を行う際には届出を要することを規定したものです。

大規模土地利用行為の届出が提出された後は、市はその情報を公表するものとし、このことにより、市内のどの場所でのような土地利用が行われるのかを知ることができます。

また、必要に応じて、大規模土地利用行為の届出をした者に対し、助言又は指導をすることができます。



## 土地利用行為の届出対象

**【対象面積：土地利用を行う土地の面積】**  
 面積が5,000㎡以上  
 （ただし、土地の区域の全部又は一部が市街化調整区域内にある場合は3,000㎡以上）

**【対象行為】**

- 都市計画法に規定する開発行為（主として建物の建築等を目的として行う土地の区画形質の変更）
- 資材置場、駐車場その他の土地自体の利用を主たる目的とする施設の設置の用に供するために行う土地の区画形質の変更
- 切土、盛土、土地の埋立て又は土砂等の堆積
- 建築物の新築

## 届出の時期

- 法令又は条例等の許認可等を要する場合は許認可等の申請等の前まで
- 許認可等を必要としない場合は工事に着手する前まで

## 届出の内容の公表

- 届出があった内容について市役所の窓口やホームページ等にて公表

## 適用除外

次に掲げる行為については届出の必要はありません。

- 都市計画法で定める道路等の交通施設・公園等の公共空地・水道等の供給施設等の都市計画施設、及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画事業として行う行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 仮設建築物の新築